

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 18 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県内の砂防指定地内河川のうち二級河川（単独河川 30 本及び二級水系の準用河川を含む）並びに普通河川に設置されている橋（不法に占用しているか否かは問わない）の各河川ごとの数の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県内の砂防指定地内河川のうち、二級河川及び普通河川に設置されている橋の数を各河川ごとに記載した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 11 月 27 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 12 月 5 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県土木建築部砂防室は、開示文書とすべき「砂防指定地内河川に架けられている橋の数」を一本も把握していないという行政の怠慢を、行政文書不存在通知書という公文書をもって明示したものである。
- (2) 砂防法に基づき広島県が制定した条例等によって、当然に管理しておくべき橋の数が河川ごとに一本も分からない、言い換えれば、そのような管理をすることになっていないと公文書で堂々と明記する広島県の砂防行政の実態を知らされて、偽りの念を禁じ得ないものがある。
- (3) 県内の砂防河川等に架けられている橋のうち、占用許可申請書が提出されていない（不法占用の場合を含む。）橋を把握しているからこそ、国土交通

省に対してその不法占用の実態を報告しているにもかかわらず、本来は開示すべき不法占用の橋の数等を隠匿しようとしたものである。

- (4) 各地域事務所は本来の職務として砂防河川の占用実態を把握しているはずであり、職員が作成した河川ごとの不法占用を含む橋りょうの実態調査の記録を隠匿し、行政文書不開示（不存在）決定を強行したことに對して抗議するとともに、開示請求の対象である文書を速やかに開示するよう強く要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

広島県が管理する砂防法に基づき指定された砂防指定地内の河川には、河川法が適用される一級河川及び二級河川並びに河川法の適用のない普通河川がある。

また、砂防指定地において、一定の行為や砂防設備の占用を行おうとする者は、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「砂防管理条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき知事の許可を受けなければならない。

これらの規定に基づいて許可を受け設置されている施設や工作物（砂防管理条例施行前に広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号）第3条及び第4条の規定により許可を受けたものを含む。）に係る許可申請書等の書類は、当該砂防指定地を所管する地域事務所で保管するとともに砂防設備を占用している施設や工作物については、許可ごとに占用許可台帳を作成し、管理している。

異議申立人は、広島県内の砂防指定地内河川のうち、二級河川及び普通河川に設置されている橋（不法に占用しているか否かを問わない）の数を各河川ごとに記載した文書を請求しているが、このような文書は作成又は取得しておらず、また、砂防法並びに砂防管理条例においても、砂防設備を占用する施設や工作物について各河川ごとにその数を記載した文書を作成することとはされていない。

したがって、本件行政文書は保有していないため、本件処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、広島県内の砂防指定地内河川のうち、二級河川及び普通河川に設置されている橋（不法に占用しているか否かは問わない）の数を河川ごとに記載した文書で、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、知事の許可を受けて砂防設備を占用している施設や工作物については、砂防設備占用許可台帳を作成し管理しているが、河川ごとに橋の数を記載した文書は作成又は取得していないと主張する。

当審査会において、砂防設備占用許可台帳を見分したところ、同台帳には、砂防指定地域内河川名や占用物件等が記載されているが、河川ごとの橋の数が記載されているわけではない。また、当該台帳の橋を抽出して数えることも不可能ではないが、情報公開制度は、存在する文書があるがままの形で開示する制度であるので、実施機関にそのような抽出作業をさせることを想定していない。したがって、当該台帳自体が「河川ごとに橋の数を記載した文書」には該当しないと認められる。

なお、本件対象文書には、占用許可等の手続を経ずに不法に占用している橋の数も含まれると考えられるが、実施機関が不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細（河川名ごとの橋の数）を作成取得していないとしたことは妥当であることは、当審査会が別の異議申立てに対する答申（諮問（情）第118号）で判断したとおりである。

したがって、実施機関が本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                              | 処 理 内 容  |
|------------------------------------|--|
| 16. 2. 25                          | ・ 諮問を受けた。                                      |
| 16. 8. 26                          | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。                          |
| 18. 5. 31                          | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。                            |
| 18. 6. 13                          | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。<br>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 18. 8. 1                           | ・ 異議申立人から意見書を収受した。                             |
| 18. 8. 16                          | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。                            |
| 25. 4. 23<br>(平成 25 年度第 1 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 25. 5. 23<br>(平成 25 年度第 2 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 西 村 裕 三<br>（ 部 会 長 ） | 広島大学大学院教授 |
| 松 本 亮                | 弁護士       |
| 横 山 美 栄 子            | 広島大学教授    |